

畜産とくトク情報

平成14年4月19日

問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話026-235-7232

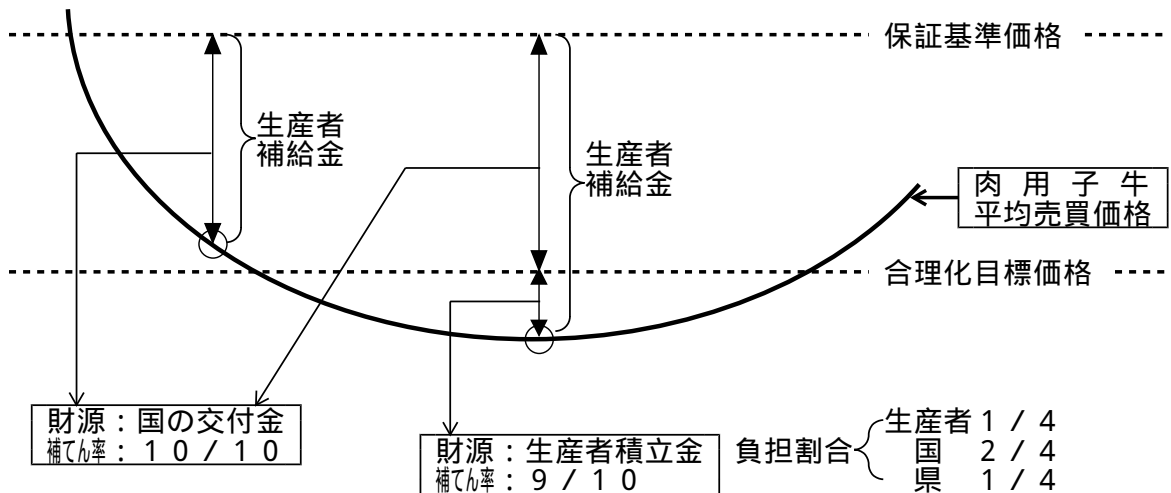
肉用子牛生産者補給金が毎月交付されます

今までは、四半期ごとに補給金が交付されていましたが、平成14年4月以降は、1か月ごとに補給金が交付されることになりました。(平成15年3月31日までの措置)

肉用子牛生産者補給金制度

仕 組 み	肉用子牛の平均売買価格(全国値)を1か月ごとに算定し、それぞれの品種ごとの保証基準価格を下回った場合、肉用子牛の生産者に補給金が交付される。
加入資格	次の条件のいずれかを満たす生産者 肉用子牛を生産して自分で育成する生産者 肉用子牛を生後2か月齢未満で他から購入し育成する生産者
交付対象となる肉用子牛	次の条件をすべて満たす子牛 生産者が飼養する子牛を生後2か月齢までに、社団法人長野県畜産物価格安定基金協会へ登録の手続きをし、個体登録された子牛 個体登録後、引き続き育成して6か月齢以上12か月齢未満で販売された子牛または12か月齢以上飼養された子牛

《概要図》



平成14年度の保証基準価格と合理化目標価格 (単位：円/頭)

区 分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000

詳しくは、最寄りのJAまたは社団法人長野県畜産物価格安定基金協会(026-236-2275)までお問い合わせください。

(畜産流通係)

子牛生産拡大奨励事業の特例措置が継続され、 また、奨励金が毎月交付されます

BSEの発生に伴う子牛価格の低下に対応し、平成13年10月以降、奨励金の交付対象が拡大される特例措置が行われてきましたが、平成14年度も引き続き行われることになりました。

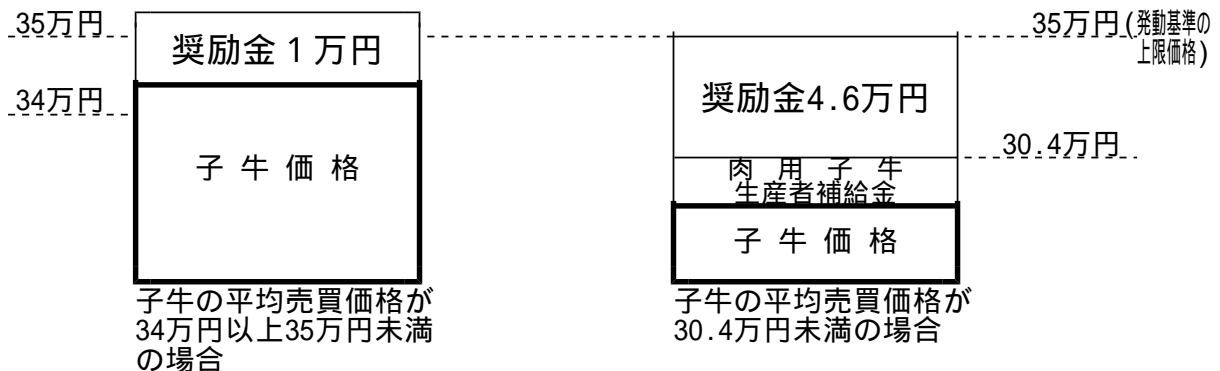
また、今まで四半期ごとに交付されていた奨励金は、平成14年4月から1か月ごとに交付されることになりました。(平成15年3月31日までの措置)

子牛生産拡大奨励事業

仕 組 み	肉用子牛生産者補給金制度に基づき算定された1か月ごとの子牛平均売買価格が、品種ごとの発動基準を下回った場合に、子牛を販売または自家保留した生産者に奨励金が交付される。
加入資格	次の条件をすべて満たす生産者 子牛を肉用子牛生産者補給金制度に登録している生産者 中期的な子牛生産計画を社団法人長野県畜産物価格安定基金協会に提出している生産者
交付対象となる肉用子牛	次の条件をすべて満たす子牛 事業に参加する生産者が飼養する肉専用種繁殖雌牛から生産された子牛 生後6か月齢以上12か月齢未満で販売または12か月齢以上飼養された子牛
特例措置の内容	前年度に肉専用種繁殖雌牛を増頭または維持した者に加え、縮小した者も対象に追加 奨励金単価を拡大者の単価に統一

《概要図》

(黒毛和種の場合)



品 種	発 動 基 準 (肉用子牛平均売買価格)	奨 励 金 単 価 (子牛1頭当たり)
黒 毛 和 種	35万円を下回った場合	10千円
	34万円を下回った場合	20千円
	33万円を下回った場合	30千円
	32万円を下回った場合	40千円
	31万円を下回った場合	46千円
褐 毛 和 種	32万円を下回った場合	25千円
その他の肉専用種	23万円を下回った場合	19千円

詳しくは、最寄りのJAまたは社団法人長野県畜産物価格安定基金協会(026-236-2275)までお問い合わせください。

BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業(BSEマル緊)が、平成14年度も継続されます。

肉用牛肥育経営安定対策事業(通常マル緊事業)の補てん金が、平成14年4月以降の出荷牛から毎月交付されます。

申込方法などの詳しいことは、わかり次第お伝えします。

(家畜改良係)